

「協働のみちづくり事業」実施要領

1. 目的

この要領は、区と市が協働して、地域に即した特色ある道づくりを行うことにより、快適で安全な暮らしを確保することを目的とする。

2. 指針

協働のみちづくり事業は、市の技術支援を受けながら、区が施行することを原則とする。

3. 施行基準

協働のみちづくり事業の施行基準は次のとおりとする。

- (1) 市道認定された道路であること。
- (2) 拡幅改良の場合は、改良後の車道幅員が4.0m以上であること。
- (3) 用地は区において確保し、市へ寄付するものとする。
- (4) 道路潰れ地の測量は市が行い、登記は必要最小限行うこととする。
- (5) 事業量は、1区当たり1年につき100m以内を原則とする。

4. 支援基準

協働のみちづくり事業のため、市は次のとおり支援を行う。

- (1) 事業に要する建設資材の原材料は、市が支給する。
- (2) 建設重機を使用した場合は、区と協議のうえ市で使用料を支払う。
- (3) 支援する事業費は、一事業につき100万円以内とする。

5. 安全対策

施工実施区は、安全対策について全責任をもち、施工に際しては作業員全員が傷害保険に加入していなければならない。

6. その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

「協働のみちづくり事業」施行要領

1. 事業内容

- (1) 複数年の継続事業も可とする。
- (2) 従来から実施している舗装用生コンクリート支給については、原則一区当たり20m³以内とする。
- (3) 市から支給する建設資材は下記のとおりとする。
 - ア：生コンクリート各種
 - イ：アスファルト合材各種
 - ウ：砕石各種
 - エ：コンクリート二次製品各種
 - オ：鉄筋各種
 - カ：その他市長が必要と認めた資材

2. 施行方法

- (1) 要望地区調査
 - ① 事業を要望する区は、実施要望(計画)書を提出するものとする。
 - ② 拡幅改良の場合は、地権者等の同意書を添付すること。
- (2) 地区決定
要望(計画)書をもとに市において審査のうえ、実施地区を決定し、通知する。
- (3) 実施(施工)計画
市の支援等により、区及び市が協議のうえ行うものとする。
- (4) 施工方法
 - ① 施工は全て実施区で行うこととするが、原材料支給資材の発注は市が行う。
 - ② 重機借り上げについては、区が借り上げ、請求により市が支払う。
 - ③ 支給材料の確認については、区長等が行う。
- (5) 工事の完成
実施区においては、施工完了後速やかに下記書類を市へ提出しなければならない。
 - ① 完成報告書
 - ② 施工前及び施工後の写真
 - ③ 市は完成報告書提出後速やかに区長等立会いにより完成確認をする。
- (6) 事業の完了
市は工事完成確認後、潰れ地を確定し、区から寄付採納を受け完了とする。